

道徳の質的転換によるいじめの防止に向けて①

- これまでも道徳の時間の中では、いじめに関することが数多く含まれていた。
善悪の判断・自立・自由と責任、正直・誠実、個性の伸長、希望と勇気・努力と強い意志、親切・思いやり、友情・信頼、公平・公正・社会正義、よりよい学校生活・集団生活の充実、国際理解・国際親善、生命の尊さ…
- しかし、指導が「読み物教材の登場人物の心情理解」に偏ったり、分かりきったことを言わせたり書かせたりする指導に終始しがち。**現実のいじめの問題に対応できていなかった。**

深刻ないじめ問題を発端に、道徳を「特別の教科」へ

教育再生実行会議第一次提言(H25.2) 有識者懇談会(H26.3)、中教審答申(H26.10) → 小・中学校学習指導要領等の一部改正(H27.3) H30年度小学校、H31年度中学校で全面实施

「あなたならどうするか」を真正面から問う、「考え、議論する道徳への転換」

いじめに関する内容の充実

低・中学年に「公平、公正、社会正義」、中学年に「相互理解、寛容」、高学年に「よりよく生きる喜び」を追加 など

指導方法の改善

道徳的価値に関する問題解決的な学習や体験的な学習など多様な指導方法を工夫する

→いじめに関する問題を自分自身のこととして、**多面的・多角的**に考える

問題解決的な学習の例

○大切さを理解していても、なかなか実現できない人間の弱さ

いじめをせずに仲良くしたい
(「相互理解、寛容」「友情、信頼」等)

現実の場面では傍観してしまう
相手にも非があると思ってしまう
異なる考えや立場を受け入れられない

○複数の道徳的価値の間で葛藤や衝突のある場面の問題

寛大な心をもって他人の過ちを許す
(「相互理解、寛容」)

法やきまりへの放縦で自分勝手な反発を許さない(「規則の尊重」)

理解し合い、信頼や友情を育む
(「友情、信頼」)

同調圧力に流されない
(「公正、公平、社会正義」)

(学習指導要領、同解説、教科書検定基準にも趣旨を明記)

道徳の質的転換によるいじめの防止に向けて②

いじめについて考え、議論する積極的な取組の例

中1 道徳の授業で出たいじめに関する意見を学級通信で紹介し、考えを広げ深める授業

「考え、議論する道徳フォーラム」(H28.7.27読売新聞東京本社主催、文部科学省委託) 発表事例より



小6 傍観者、いじめる側、いじめられる側のそれぞれの視点に立って考える授業

「道徳教育に係る評価等の在り方に関する専門家会議」柳沼良太岐阜大学准教授発表事例より

《問題場面》 教材: 私たちの道徳(小学校5・6年)より「そうじの時間」

Aさん(傍観者) Bさん(いじめる側) Cさん(いじめられる側)
ごみ箱を運ぶ当番 「C、おまえが行けよ」 ごみ箱を押し付けられる

「あなたがAさんならどうしますか」「あなたがCさんならどうしますか」を問い、どのように行動したらよいかを考える

小5 問題場面において「何が問題だったのか」「自分ならばどうするか」を問う授業

「考え、議論する道徳フォーラム」(H28.7.27読売新聞東京本社主催、文部科学省委託) 発表事例より

《問題場面》 教材: 私たちの道徳(小学校5・6年)より「知らない間の出来事」

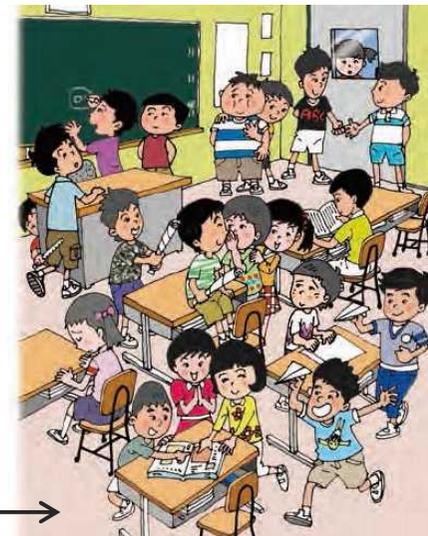
主人公が友達に「転校してきた女の子が携帯電話を持っていない」と伝えたら、「前の学校で仲間外れにされていた」と歪曲して伝言されてしまう。

「何が問題だったか」「どうすれば問題を回避できたか」様々な可能性を考え、相手も自分も幸福になれる関係を大切にします。

小4 教室の風景を描いた絵を見て、どこに問題があるのか考えさせる授業

「わたしたちの道徳」(小学校3・4年)増補版より

子供たちが遊んでいる休み時間の教室を描いた絵(右図)を見て、どこが問題なのか(いじめやいじめにつながるものは何か)考えさせる



小2 役割演技を通して、仲間はずれにする側の気持ち、される側の気持ちを考える授業

「初等教育資料」(平成28年5月号)掲載事例より

《問題場面》 教材: わたしたちの道徳(小学校1・2年)より「およげないりすさん」

かめ・あひる・白鳥は、池の中の島へ泳いで遊びに行こうとする。泳げないりすから「いっしょにつれて行ってね」と頼まれるが断って行ってしまふ。

「仲間はずれしようとする役(あひる)」と「一緒に連れていこうとする役(白鳥)」といった立場を演じることで「平等な優しさで接することができたときの気持ち」などを実感を持って理解する。

高1 特活 インターネットの書き込み例をもとに議論した後、新聞記事で事例を読んで考える授業

「いじめの問題に対する取組事例集」(平成26年11月)掲載事例より

《問題場面》 友達にこう書き込まれたら何と思うか。

教材: いじめを苦にした自殺に関する新聞記事

『本当にもう一緒に行動するのがイヤ。まじでうざい。…思っても直接は言えない。まじ苦痛…』

→ 体が弱く学校を休みがちだった中3女子。運動会を前に登校に意欲を見せるも、誹謗する匿名の書き込みに傷つき、自ら命を絶つ

「これまでのネット利用を振り返る。匿名の書き込みによるいじめの理不尽さに気付く。」

「考え、議論する道徳」への転換を全国の学校、学級において実現させる

○優れた取組例の共有のためのアーカイブセンター(仮称)の構築(H28年度中に公開予定)

→いじめの具体的な場面を考え、議論させる様々な取組を共有し、研修等に活用

○学校教育全体で行う道徳教育としての取組の促進

→例)道徳科と特別活動(学級活動、児童会・生徒会活動、学校行事)等とで補助教材を共通に活用する

道徳の質的転換によるいじめの防止に向けて③

Q 道徳教育で大事なことは、いじめだけではないのでは？

A いじめの防止は、道徳教育の目標そのものにつながります。

道徳教育の目標は「自己の生き方を考え、主体的な判断のもとに行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養う」ことにあります。いじめを未然に防いだり、仮に発生したときに自分たちで解決できる力をつけることは、道徳教育の目標そのものにつながっています。

内容項目で見ても、「善悪の判断」「希望と勇気」「友情、信頼」「相互理解、寛容」「公正、公平、社会正義」「国際理解」「生命の尊さ」など様々なことがいじめの防止につながっています。道徳教育で学ぶべきことの大半がいじめ防止につながると言っても過言ではありません。

Q 週1時間だけの道徳の授業では、いじめは防げないのでは？

A 道徳の授業を「要」として、学校の教育活動全体を通していじめ防止に取り組むことが必要です。

確かにそのとおりです。いじめの防止への取組には、学校教育全体で行う道徳教育の充実が必要ですが、週1時間の「特別の教科 道徳」は、しっかりとその取組の「要」にならなければなりません。いじめについて、直接、考え、議論できる場としての道徳の授業の充実を図ることが重要です。

Q 本学級ではいじめは起きていない。いじめの事例を取り扱うと、かえっていじめを誘発するのでは？

A いじめが起きていない学級でこそ、未然に防ぐ力をつけるため、具体的な場面をもとに考えることが大切です。

道徳の授業でいじめについて考えるということは、いじめを未然に防いだり、仮に発生したときに子供たちが自分たちで解決できる力をつけるための指導を行うということです。いじめが実際に起きていない学級でこそ、いじめについて具体的事例をもとに深く考え、議論する授業が求められるのです。

具体例を扱う場合には、児童生徒の発達の段階を踏まえた資料を工夫したり、実際にいじめにつながりそうな児童生徒がいる場合にはその心情に配慮することが大切です。

Q いじめをなくすには「考え、議論する」より先に、「ダメなものだめ」と言うべきでは？

A 発達の段階に応じた対応が必要です。

確かに、特に低学年においては、「してはならないことがある」ということをまず理解することが大切です。

一方で、そうした理解を前提に、高学年になると「分かっているができない場面」「複数の道徳的価値の対立する場面」において、より自分のこととして考える力が求められるようになります。

Q 考え議論した結論として「いじめられる側にも問題がある」という考え方もあってよい？

A いじめは重大な人権侵害であり、「いじめられる側にも問題がある」という考えを乗り越える必要があります。

いじめ防止対策推進法に示されているように、いじめは「受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し」「その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与える」のみならず「その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある」ものであることを前提とすることが必要です。

授業では、「いじめはなぜいけないのか」を自分の事として考え、議論することを通して、いじめが「けんか」や「意見の対立」とは違うものであることを子供たちにしっかり認識させ、「いじめられる側にも問題がある」という考え方を乗り越えられるようにすることが大切です。